

茨城県報

第6085号

昭和48年1月18日

木曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

告 示

	ページ
●医療機関の指定及び変更並びに廃止(県民福祉課).....	1
●土地改良区設立の縦覧(農地管理課).....	2
●土地改良事業の縦覧(3件)(〃).....	2
●道路区域の変更(道路維持課).....	4
●道路の供用開始(〃).....	4
●都市計画事業の認可(都市施設課).....	4
●同条第1項の道路とみなす道等(建築指導課).....	5

訓 令

(教育委員会)

●茨城県教育庁文書管理規程の一部改正.....	5
-------------------------	---

公 告

●米飯提供業者の登録(流通対策室).....	6
●建築許可に関する聴聞(建築指導課).....	6
●開発行為の工事完了(〃).....	7

(人事委員会)

●昭和47年度茨城県職員採用上級、初級試験(特別募集).....	7
----------------------------------	---

告 示

茨城県告示第49号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定による医療機関について、次のとおり指定及び変更並びに廃止した。

昭和48年1月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 指 定

区 分	指 定 番 号	名 称	所 在 地	開 設 者 氏 名	指 定 日 月 年
医 科	1750	江 畑 病 院	新治郡八郷町 大字柿岡2019	江 畑 隆 夫	48. 1. 1
歯 科	560	村 居 歯 科 医 院	那珂郡那珂町菅谷4259	村 居 道 夫	〃
柔 道 復 整	150	岡 野 整 骨 院	真壁郡関城町関本1493	岡 野 一 平	〃

2 変更

区分	名称	所在地	開設者氏名	変更年月日
医科	下館市民病院	下館市玉戸1658	旧新 松下 岡條 竜正 雄雄	47.11.15
〃	大田診療所	下館市西方1685の1	旧新 松下 岡條 竜正 雄雄	〃
〃	中診療所	下館市折本322	旧新 松下 岡條 竜正 雄雄	〃

3 廃止

区分	指 番	定 号	名称	所在地	開設者氏名	廃 年 月 日
医科	258		福地医院	多賀郡十王町友部96	福地 胖	47.12.14
〃	877		江畑医院	新治郡八郷町 大字柿岡2019	江畑 一夫	47.10.1

茨城県告示第50号

新治郡八郷町大字小屋418番地 田中明ほか16名から認可申請のあつた江垂土地改良区の設立については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和48年1月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

江垂土地改良区定款の写し

小屋地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

昭和48年1月25日から昭和48年2月14日まで

3 縦覧の場所

八郷町役場

茨城県告示第51号

常北町磯野土地改良区が行なおうとする藤井地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する、同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和48年1月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類
常北町磯野土地改良区定款の写し
藤井地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
昭和48年1月29日から昭和48年2月17日まで
- 3 縦覧の場所
常北町役場

茨城県告示第52号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業については適当と決定したので、同条第6項の規定により公告し、当該事業を行なう土地改良区定款（写し）、および事業計画書（写し）を縦覧に供する。

昭和48年1月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

土地改良区	実施地区	縦覧期間	縦覧の場所
千波湖土地改良区	西大野地区	昭和48年1月26日から 昭和48年2月15日まで	水戸市役所
同 上	下大野地区	同 上	常澄村役場

茨城県告示第53号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業については適当と決定したので、同条第6項の規定により公告し、当該事業計画書（写し）を縦覧に供する。

昭和48年1月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

市 町 村	実施地区	縦覧期間	縦覧の場所
鉾田町	柳下地区	昭和48年1月26日から 昭和48年2月15日まで	鉾田町役場
笠間市	石井地区	同 上	笠間市役所

茨城県告示第54号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和48年1月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和48年1月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 下小川停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡山方町大字盛金 字東滝沢口1495番の1から 那珂郡山方町大字西金 字平山2328番まで	旧	メートル 最大 6.5	メートル 1,144.4	
		最小 3.6		
那珂郡山方町大字盛金 祝戸1049番の10から 那珂郡山方町大字西金 字平山2328番まで	新	最大 12.0	1,984.8	
		最小 3.6		

茨城県告示第55号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和48年1月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和48年1月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 下小川停車場線
- 2 供用開始の区間 那珂郡山方町大字盛金字祝戸1049番の10から
那珂郡山方町大字盛金字滝沢口1495番の1まで
- 3 供用開始の期日 昭和48年1月18日

茨城県告示第56号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和48年1月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 施行者の名称 取 手 市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
取手都市計画道路事業
2等大路第2類第3号 上新町環状線
- 3 事業施行期間 昭和48年1月18日から昭和52年3月31日まで
- 4 事業地
取手市大字取手字茂平原, 石引, 水神下, 堤中, 五反田, 城ノ下, 馬場, 北口, 仲内及び西作
地内

茨城県告示第57号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により, 次の道を同条第1項の道路とみなす道として指定する。

なお, 当該道路の境界線とみなされる線は, 当該道路の中心線から水平距離2メートルの線である。

昭和48年1月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 区 域

昭和47年10月9日付で美野里都市計画区域に含まれる土地の区域(東茨城郡美野里町の行政区
域全域)

2 道路とみなす道

都市計画区域内に含まれることになった際現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上
4メートル未満の道

3 指 定 の 期 日

昭和48年1月18日

訓 令

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会訓令第1号

茨城県教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和48年1月18日

茨城県教育委員会教育長 山 本 満 男

茨城県教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令

茨城県教育庁文書管理規程(昭和45年茨城県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正す
る。

第12条第1項各号列記以外の部分中「教育委員会名」の次に「教育委員会教育長名」を加え、同条同項第1号中「教育委員会名」の次に「(教育長の定める訓令にあつては、教育委員会教育長名)」を加える。

別表第2, 第5, 1及び2中「茨城県教育委員会訓令」を「茨城県教育委員会(教育長)訓令」に改める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

●米飯提供業者の登録

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第35条の4第1項の規定により次の者を米飯提供業者として登録した。

昭和48年1月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

「次の者」は省略し、茨城県農林水産部流通対策室及び県北、鹿行、県南農林事務所において縦覧に供する。

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和48年1月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 聴 聞 期 日 昭和48年1月22日 午後2時
- 2 聴 聞 場 所 日立市鮎川町2丁目576, 574-2
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
くず紙の選別(古物商の作業場の増築)
- 4 申請者住所氏名 日立市鮎川町2丁目1-35
(有)水越商店 代表 水 越 謙 二
- 5 建築物構造規模 鉄骨造平家建 259.37 m^2 増築 既存336.38 m^2 (倉庫, 事務所, 住宅)
原動機30.0KW増設 4.4KW既設
- 6 建築物の位置 日立市鮎川町2丁目576, 574-3
- 7 敷 地 面 積 1,174.41 m^2

- 1 聴 聞 期 日 昭和48年1月24日 午後3時
- 2 聴 聞 場 所 土浦市大字小松420
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
裁縫で出力の合計が0.75KWをこえる原動機を使用するもの
(既製服工場の増築)
- 4 申請者住所氏名 土浦市大字小松422 名 和 長 恵
- 5 建築物構造規模 鉄骨造2階建 233.09 m^2 既存142.0 m^2 (住宅)
新增設10.3375KW既設
- 6 建築物の位置 土浦市大字小松420
- 7 敷 地 面 積 780.42 m^2

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和47年12月25日に完了したことを公告する。

昭和48年1月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 工事を完了した施行地区に含まれる地域の名称
常陸太田市馬場町字香舛92番地～96番地
- 2 事業主の住所及び氏名
常陸太田市馬場町467番地
常陸太田市北部農業協同組合
組合長理事 菊 地 正 男

(人 事 委 員 会)

●昭和47年度茨城県職員採用上級・初級試験(特別募集)

職員の任用に関する規則第8条の規定により茨城県職員採用上級・初級試験(特別募集)を次のとおり公告する。

昭和48年1月18日

茨城県人事委員会委員長 糸 賀 悌 治

1 受 付 期 間

1 月 2 9 日 (月) ～ 2 月 1 2 日 (月)

受付時間:平日は午前8時30分から午後5時まで、土曜日は正午まで。

郵送の場合は、原則として2月12日までの消印のあるものに限り受け付けます。

2 試験区分・職種・受験資格・採用予定人員および勤務場所・職務

試験区分	職種	採用予定人員	受験資格	勤務場所・職務
上級	電気	約4名	昭和18年4月2日から昭和26年4月1日までに生まれた者で第2種電気主任技術者免状所有者または、電気事業法第54条の規定に基づく主任技術者の資格に関する省令第1条第1項の規定により認定された大学(短大を除く)を卒業した者もしくは卒業見込の者	知事部局または企業局(鹿島・霞ヶ浦)の電気設備の設計、審査、監督および設備の保守、保安、運転等の業務に従事します。
初級	電気	約5名	昭和24年4月2日から昭和30年4月1日までに生まれた者で第3種電気主任技術者免状所有者または、高校以上および職業訓練校で電気に関する学科を履習し卒業した者もしくは卒業見込の者	企業局(鹿島・霞ヶ浦)の浄水場で電気設備の保守、保安、運転等の補助業務に従事します。
	交通巡視員	約6名	昭和24年4月2日から昭和30年4月1日までに生まれた女子	水戸・土浦・日立・古河等の警察署に勤務し、歩行者の通行の安全の確保、駐停車の規制の励行およびその他の交通指導に従事します。

(注) 上記の受験資格を有する者であつても、次の各号の一に該当するものは受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁治産者および準禁治産者
- (3) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 茨城県職員として、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに参加した者

3 試験日時および試験地(試験場)

日 時	昭和48年2月20日(火) 午前9時から (午前8時30分までに出頭のこと)
試験場	水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県議会議事堂大会議室

4 試験の方法

項目	方 法	内 容
筆記試験	教養 択一式 (2時間)	(1) 電気職にあつては、公務員として必要な一般知識・知能および電気職としての専門的知識、能力、技術等について、上級は大学、初級は高校で履習した程度の筆記試験(別表参照)
	専門 択一式および記述式 (上級2時間 初級1時間30分)	
	作文 (1時間30分)	
口 述 試 験		主として人物についての個別面接による試験
身 体 検 査		当人事委員会が指定する機関(保健所、国・公立病院等)で検査した検査票の提示を求める。
身 上 調 査		受験資格の有無、申込票記載事項の真否その他についての調査

(注) 教養試験、専門試験(交通巡視員にあつては作文試験)及び口述試験を一日で終らせる予定です。ただし口述試験にあつては、筆記試験の結果、一定基準以上の者についてのみ行なう場合があります。

5 合格発表

筆記試験、口述試験、身体検査および身上調査の結果にもとづいて総合判定を行ない、最終合格者を決定し、3月中旬に当人事委員会事務局前(交通巡視員は、このほか茨城県警察本部警務課前)に掲示するほか、合格者のみに通知します。

6 受験手続

- (1) 案内書は当人事委員会事務局で交付します。
- (2) 案内書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「案内書請求」と朱書し、20円切手をはつたあて先明記の返信用の封筒を必ず同封してください。
- (3) 受験申込みは、市販の履歴書及び身上書の用紙に所要事項を記入押印し、最近6カ月以内に撮影した写真をはり、履歴書の欄外左上隅に希望試験区分および職種を明記し、当人事委員会事務局に直接持参するか又は郵送してください。(郵送の場合は「書留」等確実な方法をとってください。)

なお、郵便で申し込む際は、封筒の表に「受験申込」と朱書してください。

7 合格から採用まで

合格者は職種ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、各任命権者(知事、企業局長、警察本部長)からの請求に応じて成績順に推せんされ、そのうちから採用が決定されます。採用はおおむね昭和48年4月1日の予定です。

8 給 与

給与は、職員の給与に関する条例・規則に基づき支給されますが、たとえば上級にあつては大学卒業直後に、初級は学校卒業直後にそれぞれ採用された場合は、次のとおりになります。

試 験 区 分	上 級	初 級		
		高 校 卒	短 大 卒	大 学 卒
給 料 (基 本 給) 月 額	47,200円	38,900円	43,400円	45,300円

なお、このほか、特殊勤務手当および初任給調整手当(上級に限る)等が支給されます。

上級電気職の場合は初任給調整手当2,500円が加算され49,700円となります。なお企業局に勤務した場合には、これに業務手当3,500円がさらに加算されますので53,200円となります。

初級電気職においては企業局の業務手当が3,500円加算されますので高校卒42,400円、短大卒46,900円、大学卒48,800円となります。

交通巡視員として警察署に勤務した場合は、特殊勤務手当が2,500円支給されますので高校卒で41,400円、短大卒45,900円、大学卒47,800円となります。

- (注) 1. 学校卒業後一定の経験年数がある者は、上記金額に一定額が加算されます。
2. 通勤手当は、通勤距離片道2km以上の場合に支給されます。この場合5,000円までは全額、それ以上は運賃に応じて運賃相当額の $\frac{1}{2}$ の額(4,400円限度)が加算されます。
3. このほか扶養手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当(給料月額の約4.8ヵ月分)等が支給されます。

9 そ の 他

- (1) 共済組合等に参加することによつて、療養給付、災害給付や貸付金等が受けられます。また全国に保養所等の宿泊施設があり利用することができます。
- (2) 県内各所に職員住宅や独身寮の設備もあります。
- (3) 企業局の鹿島水道事務所は電圧6万ボルト、霞ヶ浦水道事務所はまもなく電圧6万ボルトとなる予定です。従つて電気事業法54条の規定に基づく主任技術者の資格に関する省令第1条第1項の規定により認定された学校を卒業した者および第3種電気主任技術者免状所有者は規定の経験年数をつむことによつて第2種・第1種の電気主任技術者免状が交付されます。
- (4) 交通巡視員には制服・制帽・外とう・ネクタイ・手袋・ワインヤツ・くつ下、長靴・短靴・雨衣等が支給されます。また警笛やシヨルダーバック等が貸与されます。
- (5) 交通巡視員については、おおむね次の基準以上であることを必要とします。

身 長	胸 囲	体 重	視 力	弁 色 力	そ の 他
155cm	76cm	45kg	両眼とも裸眼で0.6以上または裸眼が0.1以上でかつ、きょう正視力が1.0以上	正常であること	身体に奇形その他の異常がないこと

10 この試験についての問い合わせ

この試験についての問い合わせは、水戸市三の丸1丁目5番38号茨城県人事委員会事務局（〒310・電話水戸（0292）21-8111 内線957-959）へしてください。なお、郵便で問い合わせる場合には必ず20円切手をはつたあて先明記の「返信用封筒」を同封してください。

別 表

試 験 問 題 出 題 分 野 一 覧 表

区分	種 別	出 題 分 野
上 級	教 養	社会科学，人文科学，自然科学，判断推理，文章理解，数的推理，資料解釈
	専 門	電気理論，電気計測，発電所および変電所の設計および運用，送電線路および配電線路の設計および運用，屋内配線の設計，電気機器，電気材料，照明，電熱，電動機応用，電気化学，自動制御，電気法規（保安に関するものに限る），電気施設管理
初 級	教 養	国語，社会，数学，理科，英語，文章理解，判断推理，空間把握，資料解釈
	専 門 (電気のみ)	数学，物理，電気理論，電気計測，電子回路，電子機器，電気機器，電力設備

県政の総覧 …… 県民の六法

茨 城 県 報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知ってもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課までお申し込み下さい。購読料は、昭和47年4月1日から送料とも1ヵ月300円です。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) 金 3 0 0 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所